平成２７年（フ）第１４号
鳥取県倉吉市八屋196番地15　サンヴィレッジ３－107号
債務者　濵田　厚司
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１９７号
広島県安芸郡府中町鶴江２丁目８番13号
債務者　岡田　　愛
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４８号
広島市中区河原町12番11－401号
債務者　平岡　　真
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６０号
広島市佐伯区三宅２丁目１番４－509号
債務者　高屋　里恵
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
山口県萩市大字椿東2572番地　メゾン美萩135号
債務者　大野千佐登
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第５９３号
福岡市西区周船寺３丁目17番22－202号
債務者　桐生　聖治
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５０号
山梨県甲斐市西八幡607番地８
債務者　小林　伸夫
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
山梨県甲斐市西八幡607番地８
債務者　小林　淑子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
山梨県南アルプス市百々3456番地42　白根南原団地、前住所静岡県三島市徳倉３丁目８番30号　サニーガーデン谷戸Ｂ－203
債務者　深澤　花菜（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
山梨県甲府市城東４丁目３番８号
債務者　有泉　松美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
岐阜県可児市大森1501番地1819、前住所岐阜県可児市皐ケ丘７丁目２番地
債務者　石川　孝光
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第４５２号
愛知県あま市中萱津親牧23番地１　アベニュー萱津202号
債務者　三浦　弘子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０３号
名古屋市天白区元植田３丁目111番地　ハイツカツラ102号、従前の住所愛知県豊明市西川町長田８番地３　キャッスルにしかわ101号
債務者　風浦　道徳
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６１号
三重県津市鳥居町263番地　ウチダ２Ｂ
債務者　宮永きよみ
1　決定年月日時　平成27年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９号
滋賀県彦根市宇尾町100－１　レオパレスアビデ宇尾町103号、住民票上の住所滋賀県彦根市東沼波町912番地　202号
債務者　小松工務店こと　小松　　守（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５５号
滋賀県蒲生郡日野町大字三十坪１番地21
債務者　市来　由華
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６２号
滋賀県彦根市野口町231番地１、前住所滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺80番地
債務者　川畑　光子
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大津地方裁判所彦根支部